

インフルエンザ登園停止期間について

インフルエンザと診断された際は、下記の登園停止期間早見表に基づき、登園してください。

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

発症日： 病院受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38℃程度の発熱等）が始まった日

診断日： インフルエンザと診断された日（当日は0日目とカウント）：当園での基準日

解熱日： 平熱（37℃未満）になった日（当日は0日目とカウント）

※園内での感染拡大を考慮して、「インフルエンザと診断された日（以下診断日という、診断日は0日目とする）」を基準としています。そのため、発症日を基準とする厚生労働省のガイドライン（学校保健安全法施行規則第19条）と一部異なりますので、ご注意ください。

※出席停止の最低基準：「診断日から後5日を経過」し、かつ、「解熱日から後3日」とは、最低「診断日から後5日を経過」するまで

		発熱・診断日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
例1	診断後1日目に解熱した場合	(0日目)	●	●	●	●	●	登園可能
例2	診断後2日目に解熱した場合	(0日目)	●	●	●	●	●	登園可能
例3	発熱の翌日に診断された後2日目に解熱した場合	発熱 (発症日)	●	●	●	●	●	登園可能
例4	発熱の翌日に診断された後3日目に解熱した場合	発熱 (発症日)	●	●	●	●	●	登園可能
例5	発熱の翌々日に診断された後4日目に解熱した場合	発熱 (発症日)	●	●	●	●	●	登園可能